

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第22号

(第3回協議会【平成15年12月10日】)提出
(第3回協議会【平成15年12月10日】)確認

協 定 項 目	地方税の取扱い
調整の内容	市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税及び納期については、3町差異がないため、現行のとおりとする。

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	個人市町村民税について																	
調 整 内 容	調整の具体的内容	現行のとおりとする。（地方税法、町税条例、税に関する特例条例のとおり）																		
	個人市町村民税	白 石 町	福 富 町																	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">納税義務者</td> <td>町内に住所を有する個人： 所得割、均等割 町内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で 町内に住所を有しない者： 均等割</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3町相違点なし</td> </tr> <tr> <td>賦課期日</td> <td>1月1日</td> </tr> <tr> <td>税 率</td> <td>均等割： 2,000円 所得割： 課税所得金額に対して 200万円以下 3% 200万円超～700万円以下 8% 700万円超 10%</td> </tr> <tr> <td>申告期限</td> <td>町税申告書又は、所得税の確定申告書：3月15日 給与支払い報告書 : 1月末</td> </tr> <tr> <td>納 期 等</td> <td>特別徴収： 7月10日～翌年6月10日 普通徴収： 1期：6/30 2期：7/31 3期：8/31 4期：9/30 5期：10/31 6期：11/30 7期：12/28 8期：1/31 9期：2/末日 10期：3/31</td> </tr> </table>	納税義務者	町内に住所を有する個人： 所得割、均等割 町内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で 町内に住所を有しない者： 均等割	3町相違点なし	賦課期日	1月1日	税 率	均等割： 2,000円 所得割： 課税所得金額に対して 200万円以下 3% 200万円超～700万円以下 8% 700万円超 10%	申告期限	町税申告書又は、所得税の確定申告書：3月15日 給与支払い報告書 : 1月末	納 期 等	特別徴収： 7月10日～翌年6月10日 普通徴収： 1期：6/30 2期：7/31 3期：8/31 4期：9/30 5期：10/31 6期：11/30 7期：12/28 8期：1/31 9期：2/末日 10期：3/31	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">市 町 村</td> <td style="text-align: center;">税 率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口50万以上の市</td> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口5万以上、50万未満の市</td> <td style="text-align: center;">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口5万未満の市及び町村</td> <td style="text-align: center;">年額 2,000円</td> </tr> </table>	市 町 村	税 率	人口50万以上の市	年額 3,000円	人口5万以上、50万未満の市	年額 2,500円	人口5万未満の市及び町村
納税義務者	町内に住所を有する個人： 所得割、均等割 町内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で 町内に住所を有しない者： 均等割	3町相違点なし																		
賦課期日	1月1日																			
税 率	均等割： 2,000円 所得割： 課税所得金額に対して 200万円以下 3% 200万円超～700万円以下 8% 700万円超 10%																			
申告期限	町税申告書又は、所得税の確定申告書：3月15日 給与支払い報告書 : 1月末																			
納 期 等	特別徴収： 7月10日～翌年6月10日 普通徴収： 1期：6/30 2期：7/31 3期：8/31 4期：9/30 5期：10/31 6期：11/30 7期：12/28 8期：1/31 9期：2/末日 10期：3/31																			
市 町 村	税 率																			
人口50万以上の市	年額 3,000円																			
人口5万以上、50万未満の市	年額 2,500円																			
人口5万未満の市及び町村	年額 2,000円																			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	法人市町村民税について	
調 整 内 容	調整の具体的内容	現行のとおりとする。 (地方税法のとおり)			
	法人市町村民税		白 石 町	福 富 町	有 明 町
	納税義務者	町内に事務所又は、事業所を有する法人 ： 均等割、法人税割 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する 法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの又は、 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人 の定めのあるもの : 均等割			
	税 率	法人税割： 法人税額の12.3% 均等割 : 資本等の金額50億円超、従業員50人超 300万円 資本等の金額10億円超、50億円以下、 従業員50人超 175万円 資本等の金額10億円超、従業員50人以下 41万円 資本等の金額1億円超、10億円以下、 従業員50人超 40万円 資本等の金額1億円超、10億円以下、 従業員50人以下 16万円 資本等の金額千万円超、1億円以下、 従業員50人超 15万円 資本等の金額千万円超、1億円以下、 従業員50人以下 13万円 資本等の金額千万円以下、 従業員50人超 12万円 上記以外の法人等 5万円			
	申告期限	法人税の申告期限まで			
納 期 限	申告納付				
		3町相違点なし			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	固定資産税について	
調整の具体的内容		現行のとおりとする。 （地方税法、税に関する特例条例のとおり）			
調 整 内 容	固定資産税		白 石 町	福 富 町	
	課税客体	土地、家屋、償却資産	3町相違点なし		
	納税義務者	固定資産の所有者			
	賦課期日	1月1日			
	税率及び免税点	課税標準額の1.4% 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円			
	非課税の範囲	地方税法第348条による			
	申告期限	償却資産の申告 1月31日			
	納 期 限	1期：6/30 2期：7/31 3期：8/31 4期：9/30 5期：10/31 6期：11/30 7期：12/28 8期：1/31 9期：2/末日 10期：3/31			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	軽自動車税について		
調整の具体的内容		現行のとおりとする。 (地方税法、町税条例のとおり)				
調 整 内 容	軽自動車税		白 石 町	福 富 町		
	課税客体	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、 2輪の小型自動車				
	納税義務者	軽自動車の所有者				
	賦課期日	4月1日				
	税 率	原動機付自転車	3町相違点なし			
		・総排気量0.05リットル以下のもの又は、定規出力 0.6キロワット以下のもの				1,000円
		・2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、 0.09リットル以下のもの又は、定規出力が0.6 キロワットを超え0.8キロワット以下のもの				1,200円
		・2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるも の又は、定規出力が0.8キロワットを超えるもの				1,600円
		・3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超 えるもの又は、定規出力が0.25ワットを超えるも の				2,500円
		軽自動車				
・2輪のもの(側車付のものを含む)		2,400円				
・3輪のもの		3,100円				
・4輪以上のもの(乗用:営業用)		5,500円				
・4輪以上のもの(乗用:自家用)		7,200円				
・4輪以上のもの(貨物:営業用)	3,000円					
・4輪以上のもの(貨物:自家用)	4,000円					
・専ら雪上を走行するもの	2,400円					
小型特殊自動車						
・農耕作業用のもの	1,600円					
・その他のもの	4,700円					
2輪の小型自動車	4,000円					
納 期	5月11日～5月31日					

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	市町村たばこ税について	
調整の具体的内容		現行のとおりとする。(地方税法、町税条例のとおり)			
調 整 内 容	市町村たばこ税		白 石 町	福 富 町	
	納税義務者	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に 売り渡す場合において、その製造たばこに対し て当該売渡を行う卸売業者等に課する	3町相違点なし		
	課税標準	売渡、消費に係る製造たばこの本数 喫煙用紙巻たばこ以外については、次により 紙巻たばこ1本に換算 喫煙用 パイプたばこ・・・1g 喫煙用 葉巻たばこ・・・1g 喫煙用 刻みたばこ・・・2g かみ用 製造たばこ・・・2g かぎ用 製造たばこ・・・2g			
	税 率	1,000本につき2,977円 (旧3級品紙巻たばこは、1,000本につき1,412円)			
	申告期限・納期	先月の販売分について、翌月末日までに申告納付			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	前納報奨金制度について	
調整の具体的内容	前納報奨金制度については、現行のとおりとする。			
調 整 内 容	前納報奨金制度 (個人市町村民税、固定資産税)	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	報奨金率	納期前に納付した税額の100分の0.5に納期前に係る月数(1ヶ月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た報奨金を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合はこれを交付しない。	左記に同じ	左記に同じ
	交付限度額	限度額なし	限度額なし	限度額なし